

務	00	01	30年
(令和35年3月末まで保存)			

生 企 第 1 7 0 号
令 和 4 年 1 0 月 1 7 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例の公布について

青森県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例（令和4年青森県条例第45号。以下「改正条例」という。）が、本日公布され、令和5年2月1日から施行されることとなった。

改正の趣旨及び改正条例の概要は、下記のとおりであるので、所属職員に周知徹底し、運用に誤りのないようにされたい。

なお、この通達において、「新条例」とは改正条例による改正後の青森県迷惑行為等防止条例（平成13年青森県条例第5号）をいう。

記

第1 改正の趣旨

近年、スマートフォンの普及やデジタルカメラ・ビデオカメラの小型化・高性能化等によって、公共空間だけでなく、学校や会社の事務所、人の住居や浴室、便所、更衣場等の様々な空間での盗撮被害が増加しているほか、つきまとい行為については、GPS機器等を用いて位置情報を探索、取得する行為が増加するなど、現行の条例では規制できない類型の行為が発生しており、これら迷惑行為に対応するため、規制対象行為の拡大等、規定の整備を行うこととしたものである。

第2 改正条例の概要

1 「目的」の改正（新条例第1条関係）

本改正の内容を踏まえ、条例の目的である「県民生活の安全及び地域の平穏を保持すること」から「地域の」を削除し、「県民生活の安全及び平穏を保持すること」に整理した。

2 「卑わいな行為の禁止」の改正（新条例第6条関係）

(1) 正当な理由なく、衣服等で覆われている他人の身体若しくは下着（以下「他人の身体等」という。）をのぞき見し、若しくは撮影し、又はこれらの行為をしようとして、他人の身体等をのぞき込み、若しくは写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器を設置し、若しくは他人の身体等に向ける行為について、公共の場所又は公共の乗り物内と同様に、次の場所を規制の対象とすることと

した。

ア 学校、事務所、その他の不特定若しくは多数の者の利用に供される場所（公共の場所及び住居等（住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服を着けないでいるような場所）を除く。）（新条例第6条第2項）

イ タクシー、貸切バスその他の不特定若しくは多数の者の利用に供される乗物（公共の乗物を除く。）内（住居等を除く。）（新条例第6条第2項）

- (2) 正当な理由なく、衣服の全部若しくは一部を着けないで住居等にいる他人の姿態（以下「他人の姿態」という。）を撮影し、又は他人の姿態を撮影しようとして、写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器を設置し、若しくは他人の姿態に向ける行為を規制の対象とすることとした。（新条例第6条第3項）

3 「反復したつきまとい行為等の禁止」の改正（新条例第7条関係）

- (1) 規制の対象となる住居等（住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所をいう。）に「現に所在する場所」を追加（新条例第7条第1項第1号）

- (2) 次に掲げる行為を「つきまとい等」に追加して、規制の対象とすることとした。

ア 住居等（住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所又は通常所在する場所をいう。）の付近をみだりにうろつく行為（新条例第7条第1項第1号）

イ 拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為

- (3) 「電子メールの送信等」に関する行為の明記

従来、「電子メールその他これに類する電気通信を送信すること」と明記し、電子メールのほか、SNSを用いたメッセージの送信等を規制していたところ、「電子メールの送信等をする」と整理し、その定義及び行為について規定上明記した。（新条例第7条第1項第5号、同条第2項第1号・第2号）

- (4) 性的羞恥心を害する電磁的記録等の明記

従来、特定の者の性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、又はその知り得る状態に置くことが「つきまとい等」とされており、これに特定の者の性的羞恥心を害する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体を送付し若しくは知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くことが含まれると解されていたところ、規定上明記した。（新条例第7条第1項第8号）

- (5) 「位置情報無承諾取得等」の規制

同一の者に対し、次のいずれかに掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等を除く。）をすることを「位置情報無承諾取得等」とし、「つきまとい等」と同様に規制の対象とすることとした。

ア 相手方の承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装

置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）（(5)のイの行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該装置の位置に係る位置情報を一定の方法により取得する行為（新条例第7条第1項第9号）

イ 相手方の承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為（新条例第7条第1項第10号）

第3 留意事項

1 地域住民に対する広報啓発活動の推進

あらゆる広報媒体を活用の上、地域住民に加え、関係行政機関、民間団体等に対して、改正条例の内容を周知徹底すること。

2 警察職員に対する周知徹底

被害者等からの申告については、特定の窓口に限らず、警察本部や警察署の担当課、交番、駐在所等の様々な部署に寄せられ、対応する可能性があることから、全ての職員に対して、改正条例の内容を周知徹底すること。

第4 添付資料

1 県報の写し

2 新旧対照表

担当：生活安全企画課企画係

青森県報

号外第八十三号

令和四年
十月十七日
(月曜日)

目次

○地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例……………	(人事課) ……二
○職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例……………	(同) ……三
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……四
○青森県建設業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(監理課) ……五
○青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(建築住宅課) ……七
○青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………	(病院総務課) ……五
○青森県教育職員免許法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	(教育職員課) ……六
○青森県営スケート場条例の一部を改正する条例……………	(教育スポーツ課) ……六
○青森県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例……………	(警察生活安全課) ……六
	(企画課) ……六

この条例は、公布の日から施行する。

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十四号

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例

青森県営スケート場条例（昭和六十年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号口の表の備考の1を削り、同備考の2を同表の備考とし、別表第二号イ(2)の表の備考の1を削り、同備考の2を同表の備考とし、同号口の表の備考を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十五号

青森県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例

青森県迷惑行為等防止条例（平成十三年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地域の」を削る。

第六条に次の二項を加える。

- 2 何人も、学校、事務所その他の不特定若しくは多数の者の利用に供される場所（公共の場所及び住居等（住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服を着けないでいるような場所をいう。以下この項及び次項において同じ。）を除く。）又はタクシー、貸切バスその他の不特定若しくは多数の者の利用に供される乗物（公共の乗物を除く。）内（住居等を除く。）において、正当な理由がないのに、他人に不安を覚えさせ、又は他人の性的羞恥心を著しく害するような前項第二号に掲げる行為をしてはならない。

- 3 何人も、正当な理由がないのに、衣服の全部若しくは一部を着けないで住居等に在る他人の姿態（以下「他人の姿態」という。）を撮影し、又は他人の姿態を撮影しようとして、写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器を設置し、若しくは他人の姿態に向けてはならない。

第七条中「つきまとい等」の下に「及び同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等」を、「まで」の下に「及び第五号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）」を、「安全、」の下に「住居等（」を、「その他その」の下に「現に所在する場所又は」を加え、「（以下「住居等」という）」をいう。以下同じ）に改め、同条第一号中「又は」を削り、「押し掛ける」を「押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつく」に改め、同条第五号中「かけ、」を「かけ、文書を送付し、」に、「その他これに類する電気通信を送信する」を「の送信等をする」に改め、同条第八号中「又は」を削り、「図画」の下に「、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体」を加え、「置く」を「置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置く」に改め、同条に次の二号を加える。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で公安委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）（次号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を公安委員会規則で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として公安委員会規則で定める行為をすること。

第七条に次の一項を加える。

2 前項の「電子メールの送信等」とは、次に掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

第九条中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年二月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二開屋町三丁目一番七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円

新 条 文	旧 条 文
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、公共の場所等における著しく迷惑な行為等を防止し、もつて県民生活の安全及び平穩を保持することを目的とする。</p> <p>(卑わいな行為の禁止)</p> <p>第六条 何人も、公共の場所又は公共の乗物内において、正当な理由がないのに、他人に不安を覚えさせ、又は他人の性的羞恥心を著しく害するような次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 三 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、公共の場所等における著しく迷惑な行為等を防止し、もつて県民生活の安全及び地域の平穩を保持することを目的とする。</p> <p>(卑わいな行為の禁止)</p> <p>第六条 何人も、公共の場所又は公共の乗物内において、正当な理由がないのに、他人に不安を覚えさせ、又は他人の性的羞恥心を著しく害するような次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 他人の身体に直接又は衣服等の上から触ること。</p> <p>二 衣服等で覆われている他人の身体若しくは下着(以下「他人の身体等」という。)をのぞき見し、若しくは撮影し、又はこれらの行為をしようとして、他人の身体等をのぞき込み、若しくは写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器を設置し、若しくは他人の身体等に向けること。</p>

三 前二号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、学校、事務所その他の不特定若しくは多数の者の利用に供される場所（公共の場所及び住居等（住居、浴場、更衣場、便所）その他人が通常衣服を着けないでいるような場所をいう。以下この項及び次項において同じ。）を除く。）又はタクシー、貸切バスその他の不特定若しくは多数の者の利用に供される乗物（公共の乗物を除く。）内（住居等を除く。）において、正当な理由がないのに、他人に不安を覚えさせ、又は他人の性的羞恥心を著しく害するような前項第二号に掲げる行為をしてはならない。

3 何人も、正当な理由がないのに、衣服の全部若しくは一部を着けないで住居等にいる他人の姿態（以下「他人の姿態」という。）を撮影し、又は他人の姿態を撮影しようとして、写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器を設置し、若しくは他人の姿態に向けてはならない。

（反復したつきまとい行為等の禁止）

第七条 何人も、正当な理由がないのに、同一の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律

（反復したつきまとい行為等の禁止）

第七条 何人も、正当な理由がないのに、同一の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律

第八十一号)第二条第一項に規定するつきまとい等及び同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等を除き、第一号から第四号まで及び第五号(電子メールの送信等に係る部分に限る。)に掲げる行為については、身体の安全、住居等(住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所又は通常所在する場所をいう。以下同じ。)の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。)を反復して行つてはならない。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

二 四 略

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信

第八十一号)第二条第一項に規定するつきまとい等を除き、第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。)を反復して行つてはならない。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電

し、若しくは電子メールの送信等をすること。

六・七 略

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する

子メールその他これに類する電気通信を送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

位置情報をいう。以下同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で公安委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。)(次号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を公安委員会規則で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として公安委員会規則で定める行為をすること。

2 前項の「電子メールの送信等」とは、次に掲げる行為(電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。)の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

(罰則)

第九条 第六条又は第七条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 常習として、第六条又は第七条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第九条 第六条又は第七条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 常習として、第六条又は第七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。